

山口県報

平成23年
7月1日
(金曜日)

(号外-33)

目次

○組別公帳
組別公帳.....



監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり武本幸男の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成23年7月1日

山口県監査委員 神田 忠二郎
同 石 津 敏 樹

第1 監査の請求

周南市大字徳山7860番地の1 武本幸男から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事及び山口県議会議長に関する措置請求の要旨

県が山口県議会議員（1名）に対して平成17年度から平成21年度までの間に交付した政務調査費に係る収入及び支出の報告書において、当該議員は、調査研究費（視察旅行）として平成17年度は105万円、平成18年度は95万円、平成20年度は約23万円、平成21年度は約25万円を支出した旨報告している。政務調査費の支出に係る領収書の添付が義務付けられた平成20年度以降は少額になってはいるが、平成17年度及び平成18年度の視察旅行は、分析すると1年間に25回以上も視察を行ったことになり、5万円未満の領収書の添付が義務付けられていなかったことを利用して政務調査費を不正に受給したものと

である。

また、人件費については、平成19年度までは50万円～60万円の支出であったが、平成20年度は1,780,467円、平成21年度は1,792,223円と、従前と懸け離れた支出が報告されている。事務全般について事務量のウエイト（ぶん按分）に差があるはずもなく、政務調査費の最高限度額420万円のつじつま合わせの収支報告書である。

更に、事務費については、平成20年度は638,143円、平成21年度は569,934円の支出が報告されている。この金額は按分された金額であるから、実際にはこの2倍の支出があったことになる。特にパソコンチャージ料は毎年60万円を超えており、およそ政務調査費の域を出ている支出である。

これらのことから、当該議員は平成17年度から平成21年度までの5年間に調査研究費3,364,024円のうち230万円、事務費2,918,077円のうち150万円及び人件費5,272,690円のうち270万円の合計額650万円を不正に受給したものと考えられる。

この政務調査費の不正な受給に対して管理を怠る事実は、違法又は不当に財産の管理を怠る事実に該当するものであり、当該議員に対して、不正受給した政務調査費の返還を求めない山口県知事及び議員の政務調査費の使途に関する調査権を有する山口県議会議長に対して、損害賠償請求権の不行使という事実を対象として監査を請求する。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 23 山 監 査 第 47 号
平成23年（2011年）7月1日

武 本 幸 男 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成23年4月28日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、平成23年5月11日に補正を求め、同月18日に補正されたところ、所定の法定要件を具備しているものと認め、請求を受理した。

なお、平成23年5月11日から同月18日までの8日間は、請求の補正に要した期間であるため監査の期間から除算した。

2 監査委員の除斥

監査請求の対象事項が山口県議会議員に対して交付される政務調査費に関するもの

差し引いた額を人件費として報告することにより政務調査費を不正に受給したものである。

特に平成20年度の人件費は1,780,467円と報告されているが、政務調査に関わる事務員は後援会の事務員をほとんど兼ねており、人件費を按分して政務調査費を充当する場合は2分の1を超えてはならない。平成20年度の後援会の収支報告書によれば、後援会に係る人件費は903,150円となっており、政務調査費に係る人件費のうち当該金額を超える部分は違法な支出であるという主張

ウ 事務費については、平成20年度は638,143円、平成21年度は569,934円と報告されている。この金額は政務調査に係る活動と後援会等の活動に按分された金額であり、実際にはこの2倍の支出があったことになる。

特にパソコンチャージ料は毎年60万円を超えており、およそ政務調査費の域を出ている支出であるという主張

エ 当該議員が平成17年度から平成21年度までの各年度において交付を受けた政務調査費のうち、収支報告書、後援会報告等を参考に、調査研究費は20万円、人件費は50万円、事務費は30万円を正当な金額と考え、それを超える部分の合計額650万円の支出は社会通念上認められない不当な支出であり、政務調査費を不正に受給したものである。

この政務調査費の不正受給により生じた損害賠償請求権を行使しないことは違法又は不当に財産の管理を怠る事実と該当する。

よって、山口県知事及び山口県議会議長に対して、当該損害賠償請求権を行使するよう請求するという主張

- (5) 監査の対象事項
監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次に掲げるとおりとした。

なお、山口県議会議長は政務調査費の返還を請求する権限を有しないため、住民監査請求の対象となる職員等に当たらない。

ア 監査の対象とした事項

当該議員が平成17年度から平成21年度までの5年間に交付を受けた政務調査費による支出のうち次に掲げる支出

- (ア) 平成17年度及び平成18年度の調査研究費
- (イ) 平成20年度及び平成21年度の人件費
- (ウ) (ア)及び(イ)に関する正当な金額を超える支出

イ 監査の対象としなかった事項及びその理由
平成20年度及び平成21年度の事務費について、およそ政務調査費の域を出てい

る支出であるという請求人の主張は、不当性を具体的に指摘したものでなく、請求人の主観的な疑念を述べているに過ぎないため、監査請求において必要とされる不当性を主張する具体的な理由を欠いており、監査請求の要件を欠く不適法な請求であるから、監査の対象とはしなかった。

4 監査の結果

監査の結果、請求人の措置請求は、次のとおり理由がないものと判断する。

- (1) 平成17年度及び平成18年度の調査研究費について

ア 政務調査費の使途基準等について

政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年山口県議会規程第2号。以下「規程」という。）第3条の規定によれば、政務調査費のうち調査研究費の対象となるものは、視察の旅費（鉄道賃、航空賃、車賃、自家用車の燃料代、宿泊費等）、調査委託料等である。

また、政務調査費の使途基準の運用方針（平成18年4月1日制定。以下「運用方針」という。）によれば、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、調査研究活動以外の活動と一体として行われる場合は、支出額を合理的な割合で按分し、按分割合が明確でない場合は2分の1を超えない範囲で調査研究費に充当することとされている。

イ 確認された事実

調査研究費に充当したものとして収支報告書に記載された額は次のとおりであることを確認した。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調査研究費	1,050,000	950,000	880,000	227,968	256,056

（単位 円）

平成17年度の調査研究費に係る当該議員の証拠書類等は、政務調査費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号）第8条の規定に基づく5年間の保存期間を満了しており、保存されていなかった。

平成18年度の調査研究費については、収支報告書及び支出の裏付けとなる証拠書類等により監査を実施し、調査研究費の使途、金額、実施の事実等を確認した。

視察の旅費については、まず、県外視察等を14回実施しており、支出額は906,000円となっている。視察等の目的は地域の活性化、観光振興等であり、その内容はソーラーマリンフレームプロジェクト（海を利用したバイオエネルギー）の推進や星野哲郎記念館（平成19年7月開設）の開設準備等に関する視察

及び協議であった。

これらについては日程及びそれを裏付ける関係人との面会の確認、旅行会社の記録、視察の目的であった研究会の資料等により事実の確認を行った。

なお、これらの旅行期間については、公務による出張と重複がないことを確認した。

また、県内旅費については、車両の燃料代の総額383,247円が支出されていることを領収書等により確認した。燃料代については調査研究費以外の支出も含まれるため、支出額の2分の1を超えない191,623円が調査研究費の対象とされている。

この結果、平成18年度の支出額は、県外視察等の906,000円と県内旅費の191,623円の合計額1,097,623円となっており、収支報告書に記載された950,000円を上回っている。

ウ 判断

請求人は、平成17年度及び平成18年度の調査研究費について、5万円未満の領収書等の添付が義務付けられていないことを利用して政務調査費を不正に受給したものであると主張する。

平成18年度については、調査研究費の支出額は収支報告書に記載された額を上回っていること、その用途が使途基準に合致するものであること、実施の事実等が確認されたことから、政務調査費を不正に受給したという事実は認められず、請求人の主張は理由がないと判断する。

また、平成17年度については、証拠書類等の保存期間が満了しており、平成18年度と支出額に大きな差はなく、平成18年度の支出が運用方針に沿って支出されていることに鑑みて、調査の必要はないものと判断する。

(2) 平成20年度及び平成21年度の人件費について

ア 政務調査費の使途基準等について

規程第3条の規定によると、人件費は、議員が行う調査研究を補助する職員に雇用する経費とされている。

また、運用方針によれば、専ら調査研究活動に従事させる場合は給与全額を充当できるとされ、後援会活動等の他の活動との兼務で雇用した場合は、調査研究内容、勤務実態等を勘案して人件費を合理的な割合で按分し、按分割合が明確でない場合は2分の1を超えない範囲で充当することとされている。

イ 確認された事実

人件費に充当したものとして収支報告書に記載された額は次のとおりであることを確認した。

(単位 円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人 件 費	500,000	600,000	600,000	1,780,467	1,792,223

平成20年度においては、県民との意見交換等調査研究活動の充実に向け、事務所組織の強化を図ることとして、調査研究及び調査研究以外の業務を兼務するA氏に加え、新たに調査研究の補助に専従する職員としてB氏及びC氏が雇用されている。

また、平成21年度には、調査研究以外の業務を兼務する職員はA氏及びD氏、調査研究の補助に専従する職員はB氏及びE氏となっている。

これらの職員の人件費については、収支報告書、領収書等、勤務日数等の勤務状況及び給与の支払状況を確認し、下表のとおり兼務する職員については2分の1を超えない金額が、調査研究の補助に専従する職員については全額が人件費に充当されていることを確認した。

平成20年度の人件費

(単位 円)

被雇用者	総勤務日数	領収書の額	政務調査費充当額	充 当 状 況
A氏	244	2,000,000	980,467	1/2以下
B氏	62	500,000	500,000	全額充当
C氏	50	300,000	300,000	全額充当
計	356	2,800,000	1,780,467	

平成21年度の人件費

(単位 円)

被雇用者	総勤務日数	領収書の額	政務調査費充当額	充 当 状 況
A氏	203	1,600,000	800,000	1/2以下
B氏	60	500,000	500,000	全額充当
D氏	50	400,000	192,223	1/2以下
E氏	61	300,000	300,000	全額充当
計	374	2,800,000	1,792,223	

ウ 判断

請求人は、各年度ごとに政務調査に係る活動と後援会等の活動との事務量の按分割合に変動が生ずるとは考えられず、交付された政務調査費の総額420万円から人件費以外の費目の総額を差し引いた額を人件費として報告することにより政務調査費を不正に受給したものであると主張する。

運用方針によれば、専ら調査研究活動に従事させる場合は給与全額を充当できるとされ、他の活動との兼務で雇用した場合は、人件費を合理的な割合で按分し、按分割合が明確でない場合は2分の1を超えない範囲で充当することとされている。

平成20年度の収支報告書には、新たに雇用した職員を含む3人、同様に平成21年度にも新たに雇用した職員を含む4人の領収書が添付されている。これらは調査研究活動の充実に伴い、専ら調査研究活動に従事させるために雇用した職員を含むものであり、収支報告書、領収書等並びに勤務日数等の勤務状況及び給与の支払状況の確認により、この支出が確認されたことから、政務調査費を不正に受給したという事実は認められず、請求人の主張は理由がないと判断する。

(3) (1)及び(2)に関する正当な金額を超える支出について

請求人は、調査研究費は20万円、人件費は50万円、事務費は30万円を正当な金額と考へ、それを超える部分の合計額650万円の支出は社会通念上認められない不当な支出であり、政務調査費を不正に受給したものであると主張する。

これらの金額の積算については明確な根拠もないところであり、また、調査研究費や人件費については、(1)及び(2)のとおり、不適正な支出は認められないことから、請求人の主張は理由がないと判断する。

平成二十三年七月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事